

女川2号機の燃料に係る使用前検査等の状況について

2022年7月14日
東北電力株式会社

目次

1. これまでの経緯

【工事計画, 使用前検査, 試験使用承認に係る時系列】

2. 今後の対応

別紙1 使用前検査申請内容の変更について(東北電原技第7号 2022年3月30日)

別紙2 試験使用承認申請書(東北電原技第10号 平成22年12月17日)

別紙3 女川原子力発電所第2号機の試験使用承認について
(平成22・12・17原第10号 平成22年12月22日)

1. これまでの経緯

【工事計画, 使用前検査, 試験使用承認に係る時系列】

日 時	内 容
2010年9月15日	工事計画申請
2010年10月26日	工事計画認可
2010年12月17日	使用前検査申請書, 試験使用承認申請書提出
2010年12月22日	試験使用承認
2011年2月2日	燃料装荷完了
2011年2月3,4日	二項(四号)*使用前検査受検 ※燃料装荷検査および停止余裕検査
2011年3月11日	使用前検査申請内容の変更について提出 (原子炉起動工程変更に伴うホ項(五号)*検査希望日および使用開始予定日の変更) ※炉心性能評価検査
	原子炉起動操作中, 東北地方太平洋沖地震により緊急停止
2011年4月4日	使用前検査申請内容の変更について提出 (東北地方太平洋沖地震に伴い, ホ項(五号)五号検査希望日および使用開始予定日を変更(未定に変更))
2011年12月13日	全燃料取出完了
2015年7月24日	使用前検査申請内容の変更について提出 (代表者氏名の変更。四号検査後に燃料取出しを実施したため再度検査を受検すべく, 検査希望日を変更(未定に変更))
2020年4月23日	使用前検査申請内容の変更について提出 (代表者氏名の変更)
2022年3月30日	使用前検査申請内容の変更について提出 (工事の工程の変更に伴う検査希望日および使用開始予定日の変更)

2. 今後の対応

【使用前検査について】

- 東北地方太平洋沖地震後の長期停止に伴い、2011年12月13日に全燃料を取出したため、2011年2月3, 4日に受検済の使用前検査(四号)を再度受検する必要があり、現時点において使用前検査(四号, 五号)は未受検の状態となっている。
- 2022年3月30日に、使用前検査申請内容の変更(工事の工程の変更に伴う検査希望日および使用開始予定日の変更)について提出済(別紙1参照)であり、今後、使用前検査を受検予定。

【試験使用承認について】

- 試験使用承認については、申請当時の法令(「電気事業法施行規則」第70条第1項)に基づき、2010年12月17日に申請し(別紙2参照)、同年12月22日に経済産業大臣の承認を受けている(別紙3参照)ことから、承認済の状況*。

*:承認済の内容(対象設備, 使用期間および使用の方法)について、変更はない。

(別紙1)

使用前検査申請内容の変更について

東北電原技第7号

2022年3月30日

原子力規制委員会 殿

仙台市青葉区本町一丁目7番1号

東北電力株式会社

取締役社長 社長執行役員

樋口 康二郎

平成22年12月17日付け東北電原技第9号をもって申請しました使用前検査申請書(平成23年3月11日付け東北電原技第12号,平成23年4月4日付け東北電原技第1号,平成27年7月24日付け東北電原技第5号および令和2年4月23日付け東北電原技第5号にて使用前検査申請書の変更について提出)の記載事項を変更しましたので,実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第15条第3項の規定により次のとおり変更の内容を説明する書類を提出します。

1. 変更内容

1. 1 使用前検査申請書

女川原子力発電所 第2号機 原子炉本体

使用前検査申請番号

東北電原技 第 9号 (平成22年12月17日) ※1

※1 原子力規制委員会設置法の附則第3条第2項の規定により、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の1第1項の規定に基づいた行為とみなすものとされている。

使用前検査申請書の変更の内容を説明する書類番号

東北電原技 第12号 (平成23年 3月11日) (1回目) ※2

東北電原技 第 1号 (平成23年 4月 4日) (2回目) ※2

東北電原技 第 5号 (平成27年 7月24日) (3回目)

東北電原技 第 5号 (令和 2年 4月23日) (4回目)

※2 原子力規制委員会設置法の附則第3条第2項の規定により、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第15条第3項の規定に基づいた行為とみなすものとされている。

(変更前)

検査を受けようとする工事の工程、期日及び場所	工事の工程 (四号) 発電用原子炉の臨界反応操作を開始することができる状態になった時 (五号) 工事の計画に係る全ての工事が完了した時 期 日 (四号) 自 平成23年 2月 3日 至 未 定 (五号) 未 定 場 所 女川原子力発電所
申請に係る発電用原子炉施設の使用の開始の予定時期	未 定

(変更後)

検査を受けようとする工事の工程、期日及び場所	工事の工程 (四号) 発電用原子炉の臨界反応操作を開始することができる状態になった時 (五号) 工事の計画に係る全ての工事が完了した時 期 日 (四号) 自 2023年 12月 至 2024年 2月 (五号) 2024年 4月 場 所 女川原子力発電所
申請に係る発電用原子炉施設の使用の開始の予定時期	2024年 4月

2. 変更理由

工事の工程の変更に伴い、「検査を受けようとする工事の工程、期日及び場所」および「申請に係る発電用原子炉施設の使用の開始の予定時期」を変更する。

以 上

(別紙2)

試 験 使 用 承 認 申 請 書

東北電原技 第10号
平成22年12月17日

経 済 産 業 大 臣
大 畠 章 宏 殿

仙台市青葉区本町一丁目7番1号
東 北 電 力 株 式 会 社
取 締 役 社 長 海 輪 謹 言

電気事業法施行規則第70条第1号の規定により次のとおり試験使用の承認
を受けたいので申請します。

<p>試験のために使用しようとする電気工作物に係る事業場の名称及び所在地</p>	<p>名称 女川原子力発電所 所在地 宮城県牡鹿郡女川町及び石巻市</p>
<p>試験のために使用しようとする電気工作物の概要</p>	<p>女川原子力発電所第2号機 原子力設備 原子炉本体 炉型式、定格熱出力、過剰反応度及び反応度係数並びに減速材の名称、種類及び組成 炉心に係る次の事項 炉心形状、格子形状、燃料集合体数、炉心有効高さ及び炉心等価直径 燃料の種類、燃料集合体平均濃縮度、燃料集合体最高燃焼度及び燃料の最大装荷量 燃料材の最高温度 熱的制限値 工事計画の申請番号及び申請年月日 東北電原技第6号 平成22年9月15日 工事計画の認可番号及び認可年月日 平成22・09・15原第5号 平成22年10月26日</p>
<p>試験使用開始予定年月日及び試験試用期間</p>	<p>試験使用開始予定年月日 平成23年 3月 1日 試験試用期間 自：平成23年 3月 1日 至：平成22年10月26日付け平成22・09・15原第5号をもって認可された電気工作物に対する、電気事業法第49条第1項の使用前検査の合格まで。</p>
<p>試験使用の方法</p>	<p>原子炉を臨界にさせ、最小限界出力比、最大線出力密度等の炉心性能に係る値が制限値以内であることを確認しながら出力を上昇し、炉心性能評価等が完了するまで原子炉本体を使用する。 なお、使用にあたっては、保安規定に基づき運転する。</p>

添付書類

添付書類－ 1 試験使用を必要とする理由を記載した書類

添付書類－ 2 試験項目および試験工程表

なお、本申請には、当該施設に係る送電関係一覧図および単線結線図がないため、添付せず。

試験使用を必要とする理由を記載した書類

試験使用を必要とする理由

原子炉本体に係る工事においては、電気事業法施行規則第６９条第１項表中ホの工事の工程に係る使用前検査の前に原子炉を臨界にさせ、最小限界出力比、最大線出力密度等の炉心性能に係る値に異常がないことを確認しながら出力を上昇し、定格熱出力到達後に実施する電気事業法施行規則第６９条第１項表中ホの工事の工程に係る使用前検査に合格するまで原子炉本体を試験使用する必要がある。

試験項目および試験工程表

項目	年	平成23年			
	月	1月	2月	3月	4月
試験使用期間			燃料装荷	起動▼ ▼定格出力運転	原子炉運転 試験使用期間 △ ※1

※1 平成22年10月26日付け平成22・09・15原第5号をもって認可された電気工作物に対する、電気事業法第49条第1項の使用前検査の合格まで。

経済産業省

平成 22・12・17 原第 10 号

平成 22 年 12 月 22 日

東北電力株式会社

取締役社長 海輪 誠 殿

経済産業大臣 大島 章宏

女川原子力発電所第 2 号機の試験使用承認について

平成 22 年 12 月 17 日付け東北電原技第 10 号をもって申請がありました上記の件については、電気事業法施行規則第 70 条第 1 号の規定に基づき、下記のとおり承認します。

記

1. 対象設備 原子炉本体
2. 使用期間 自：平成 23 年 3 月 1 日以降であって、原子炉を臨界にさせる前に必要な全ての検査が終了した時
至：平成 22 年 10 月 26 日付け平成 22・09・15 原第 5 号をもって認可した電気工作物に関する電気事業法第 49 条第 1 項の使用前検査の合格日
3. 使用の方法 原子炉を臨界にさせ、最小限界出力比、最大線出力密度等の炉心性能に係る値が制限値以内であることを確認しながら出力を上昇し、炉心性能評価等が完了するまで原子炉本体を使用する。